



老計発第0909002号  
老振発第0909001号  
老老発第0909001号  
平成17年9月9日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

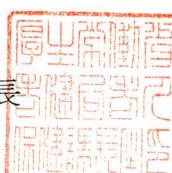
厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）第2条等の規定が平成17年10月1日から施行されることに伴い、当該改正法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）等が平成17年9月7日付で公布され、同じく平成17年10月1日から施行されることから、関係通知の一部を別添のとおり改正し、同日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号）の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）の一部改正  
別紙2のとおり改正する。

(別紙1)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>第8 通所介護に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用料等の受領</p> <p>① 基準第96条第1項、第2項及び<u>第5項</u>の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>② 基準第96条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ハの費用については、<u>居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針</u>（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知す</p>	<p>第8 通所介護に関する基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用料等の受領</p> <p>① 基準第96条第1項、第2項及び<u>第4項</u>の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。</p> <p>② 基準第96条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>食材料費</u></p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととしたものである。なお、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。</p>

るところによるものとする。

(2)～(8) (略)

4 (略)

## 第9 通所リハビリテーション

1～3 (略)

## 第10 短期入所生活介護

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 利用料等の受領

① 基準第127条第1項及び第2項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①及び②を参照されたい。

② 基準第127条第3項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、

イ 食事の提供に要する費用（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の2

(2)～(8) (略)

4 (略)

## 第9 通所リハビリテーション

1～3 (略)

## 第10 短期入所生活介護

1・2 (略)

3 運営に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 利用料等の受領

① 基準第127条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。

② 基準第127条第3項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ロ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

ハ 食材料費

第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

口 滞在に要する費用（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ホ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

ヘ 理美容代

ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

## 二 理美容代

ホ 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

### 認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができるのこととし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号。以下「特別な居室等の基準等」という。）の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

③ 基準第127条第5項は、指定短期入所生活介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。

(4)～(6) (略)

(7) 食事

#### ① 食事の提供について

利用者的心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

#### ② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(4)～(6) (略)

(7) 食事

基準第131条に定める食事の提供に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

① 利用者的心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

② 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

③ 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

③ 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

⑤ 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

⑥ 栄養食事相談

利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

⑦ 食事内容の検討について

食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

⑧ 検食について

医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

(8)～(15) (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第5節の趣旨

④ 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならぬこと。

⑤ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

(8)～(15) (略)

4 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第5節の趣旨

「ユニット型」の指定短期入所生活介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうしたユニット型指定短期入所生活介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所生活介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第5節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

## (2) 基本方針

基準第140条の3は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第140条の7以下に、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

## (3) 設備の基準（基準第140条の4）

① ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

②～⑤ （略）

「小規模生活単位型」の指定短期入所生活介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうした小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所生活介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第5節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

## (2) 基本方針

基準第140条の3は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第140条の7以下に、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

## (3) 設備の基準（基準第140条の4）

① ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

②～⑤ （略）

イ・ロ (略)

ハ ユニットの利用定員

ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの利用定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

a・b (略)

二 (略)

ホ 居室の床面積等

ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

a. ユニット型個室

床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。

b. ユニット型準個室

ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に

イ・ロ (略)

ハ ユニットの利用定員

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの利用定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が10人を超えるユニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

a・b (略)

二 (略)

便所が設けられているときはその面積を除く。) とすること。  
この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じっていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が a の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

⑥～⑨ (略)

⑩ 廊下（第6項第1号）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じないと認められる場合を想定している。

⑥～⑨ (略)

⑩ 廊下（第6項第1号）

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所にあっては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動することはないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコープを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じないと認められる場合を想定している。

このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、第10の2の(4)を準用する。この場合において、第10の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- ⑪ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、上記の①から⑩までによるほか、第10の2の規定((4)及び(9)を除く。)を準用する。この場合において、第10の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(8)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

(4) 利用料等の受領（基準第140条の6）

第10の3の(3)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第10の3の(3)の①中「基準第127条第1項及び第2項」とあるのは「基準第140条の6第1項及び第2項」と、同②中「基準第127条第3項」とあるのは「基準第140条の6第3項」と、同③中「基準第127条第5項」とあるのは「基準第140条の6第5項」と読み替えるものとする。

(5) (略)

(6) 介護

①～③ (略)

このほか、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、第10の2の(4)を準用する。この場合において、第10の2の(4)中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

- ⑪ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の設備については、上記の①から⑩までによるほか、第10の2の規定((4)及び(9)を除く。)を準用する。この場合において、第10の2の(1)中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同(8)中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。

(4) 利用料等の受領（基準第140条の6）

① 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用の額の支払いを受けることができるが、この取扱いについては、「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の居住費について」（平成15年3月17日老計発第0317002号、老振発第0317003号、老健発第0317003号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）を参照すること。

② 第10の3の(3)(②のイを除く。)は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第10の3の(3)の①中「基準第127条第1項、第2項及び第4項」とあるのは「基準第140条の6第1項、第2項及び第4項」と、同②中「基準第127条第3項」とあるのは「基準第140条の6第3項」と読み替えるものとする。

(5) (略)

(6) 介護

①～③ (略)

④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護については、上記の①から③までによるほか、第10の3の(6)の③から⑥までを準用する。この場合において、第10の3の(6)の⑤中「同条第5項」とあるのは「第140条の8第6項」と、同⑥中「同条第6項」とあるのは「第140条の8第7項」と読み替えるものとする。

(7) 食事

①・② (略)

③ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における食事については、上記の①及び②によるほか、第10の3の(7)の①から⑧までを準用する。

(8) その他のサービスの提供

① (略)

② ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(9) 運営規程

① (略)

② 第10の3の(13)は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第10の3の(13)中「第137条」とあるのは「第140条の11」と、「同条第1号から第9号まで」とあるのは「同条第1号から第10号まで」と、同②中「第4号」とあるのは「第5号」と、同③中「第5号」とあるのは「第6号」と、同④中「第6号」とあるのは「第7号」と、同⑤中「第9号」とあるのは「第10号」と読み替えるものとする。

④ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における介護については、上記の①から③までによるほか、第10の3の(6)の③から⑥までを準用する。この場合において、第10の3の(6)の⑤中「同条第5項」とあるのは「第140条の8第6項」と、同⑥中「同条第6項」とあるのは「第140条の8第7項」と読み替えるものとする。

(7) 食事

①・② (略)

③ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における食事については、上記の①及び②によるほか、第10の3の(7)の①から⑤までを準用する。

(8) その他のサービスの提供

① (略)

② 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。

(9) 運営規程

① (略)

② 第10の3の(13)は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第10の3の(13)中「第137条」とあるのは「第140条の11」と、「同条第1号から第9号まで」とあるのは「同条第1号から第10号まで」と、同②中「第4号」とあるのは「第5号」と、同③中「第5号」とあるのは「第6号」と、同④中「第6号」とあるのは「第7号」と、同⑤中「第9号」とあるのは「第10号」と読み替えるものとする。

(10) その他

ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

(11) 準用

基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第10の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(13)及び(15)を参照されたい。

## 5 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第6節の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して事業所の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで事業所の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第6節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

基準第140条の15は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット部分にあっては小規模生活単位

(10) その他

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所における介護職員等の勤務体制については、次の配置を行うことが望ましい。

①・② (略)

(11) 準用

基準第140条の13の規定により、第125条、第126条、第129条、第132条から第134条まで、第136条、第139条及び第140条の規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第10の3の(1)、(2)、(5)、(8)から(10)まで、(12)、(14)及び(15)を参照されたい。

## 5 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業

(1) 第6節の趣旨

平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して事業所の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで事業所の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所とし、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第6節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

基準第140条の15は、一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニット部分にあっては小規模生

型指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第140条の3）に、また、それ以外の部分にあっては指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第120条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受け、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、基準第140条の16から第140条の22まで及び第140条の24に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3)・(4) (略)

(5) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分については4に、また、それ以外の部分については2及び3までに、それぞれ定めるところによる。

6 (略)

## 第11 短期入所療養介護

1 人員に関する基準、設備に関する基準（基準第142条及び第143条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準 （ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設並びにユニット型指定介護療養型医療施設及び一部ユニット型指定介護療養型医療施設に関するもの）を除

活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第140条の3）に、また、それ以外の部分にあっては指定短期入所生活介護の事業の基本方針（基準第120条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受け、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、基準第140条の16から第140条の22まで及び第140条の24に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

(3)・(4) (略)

(5) 一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所のユニット部分については4に、また、それ以外の部分については2及び3までに、それぞれ定めるところによる。

6 (略)

## 第11 短期入所療養介護

1 人員に関する基準、設備に関する基準（基準第142条及び第143条）

(1) 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準を満たしていれば足りるものとする。

く。) を満たしていれば足りるものとする。

(2) (略)

## 2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① 基準第145条第1項及び第2項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①及び②を参照されたい。

② 基準第145条第3項は、指定短期療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、

イ 食事の提供に要する費用（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費又は特定入所者支援サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は法第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

ロ 滞在に要する費用（法第51条の2第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（法第51条の2第4項（法第61条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定により当該

(2) (略)

## 2 運営に関する基準

(1) 利用料等の受領

① 基準第145条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定訪問介護に係る第20条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の3の(10)の①、②及び④を参照されたい。

② 基準第145条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ロ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

ハ 食材料費

ニ 理美容代

ホ 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができるることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、ホの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものである。

特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額又は法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

- ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ホ 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

ヘ 理美容代

- ト 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができるることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イからニまでの費用については、指針及び特別な居室等の基準等の定めるところによるものとし、トの費用の具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。

- ③ 基準第145条第5項は、指定短期入所療養介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたもの

である。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。

(2)～(6) (略)

(7) 食事の提供（基準第151条）

① 食事の提供について

利用者の栄養状態、身体の状況並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。

また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

② 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

③ 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができるこ

(2)～(6) (略)

(7) 食事の提供（基準第151条）

① 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくものとする。

② 利用者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならない。

③ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。

⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

⑥ 栄養食事相談

利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

⑦ 食事内容の検討について

食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

⑧ 検食について

医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

(8)～(11) (略)

3 ユニット型指定短期入所療養介護の事業

(1) 第5節の趣旨

「ユニット型」の指定短期入所療養介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴がある。

こうしたユニット型指定短期入所療養介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所療養介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第5節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

(2) 基本方針

(8)～(11) (略)

基準第155条の3は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第155条の6以下に、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

### (3) 設備の基準

① 基準第155条の4第1号は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第41条の規定と同趣旨であるため、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年老企第44号）の第5の3の内容を参照されたい。

② 基準第155条の4第2号から第5号までは、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第39条、第40条及び第41条の規定と同趣旨であるため、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年老企第45号）の第5の3の内容を参照されたい。

### (4) 利用料等の受領（基準第155条の5）

第11の2の（1）は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第11の2の（1）の①中「基準第145第1項及び第2項」とあるのは「基準第155条の5第1項及び第2項」と、同②中「基準第127条第3項」とあるのは「基準第155条の5第3項」と、同③中「基準第127条第5項」とあるのは「基準第155の5第5項」と読み替えるものとする。

### (5) 指定短期入所療養介護の取扱方針

① 基準第155条の6第1項は、第155条の3の基本方針を受

けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。

利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、1人1人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。

なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。

② 基準第155条の6第2項は、第155条の3の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持つて生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。

このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。

#### (6) 看護及び医学的管理の下における介護

① 基準第155条の7第1項は、看護及び医学的管理の下における介護が、第155条の6のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。

自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。

また、利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。

② 基準第155条の7第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。

③ 基準第155条の7第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。

④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における看護及び医学的管理の下における介護については、上記の①から③までによるほか、第11の2の(6)の①及び②を準用する。

#### (7) 食事（基準第155条の8）

① 基準第155条の8第3項は、第155条の6第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事を摂ることができるように十分な時間を確保しなければならないことを

規定したものである。

② 基準第155条の8第4項は、基準第155条の3の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるように支援しなければならないことを規定したものである。

その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。

③ ユニット型指定短期入所療養介護事業所における食事については、上記の①及び②によるほか、第11の2の(7)の①から⑧までを準用する。

#### (8) その他のサービスの提供

① 基準第155条の9第1項は、基準第155条の6第1項のサービスの取扱方針を受けて、入居者1人1人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。

② ユニット型指定短期入所療養介護の療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。

#### (9) 運営規程（第155条の10）

第11の2の(8)は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第11の2の(8)中「第153条第7号」とあるのは「第155条の10第7号」と読み替えるものとする。

#### (10) 準用

基準第155条の12の規定により、第144条、第147条から第149条まで、第154の2及び第155条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第11の2の(3)から(5)まで、(10)及び(11)を参照されたい。

#### 4 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業

##### (1) 第6節の趣旨

一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第1節、第3節及び第4節ではなく、第6節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、第2節に定めるところによるので、留意すること。

##### (2) 基本方針

基準第155条の14は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針は、ユニット部分にあってはユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針（基準第155条の3）に、また、それ以外の部分にあっては指定短期入所療養介護の事業の基本方針（基準第141条）に定めるところによることを規定したものである。

これを受けて、設備及び備品等、利用料等の受領、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事、その他のサービスの提供及び定員の遵守について、基準第155条の15から第155条の22まで及び第155条の23に、ユニット部分の基準とそれ以外の部分の基準を規定している。

##### (3) 運営規程（基準第155条の21）

利用定員並びに指定短期入所療養介護の内容及び利用料その

他の費用の額については、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれについて明らかにしなければならない。

(4) 職員の配置の基準等

- ① 基準第121条第1項第3号に規定する基準は、ユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たさなければならない。
- ② 日中にユニット部分の利用者に対するサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が、その時間帯においてそれ以外の部分の利用者に対してサービスの提供を行う勤務体制とすることは、望ましくない。

(5) 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分については3に、また、それ以外の部分については1及び2までに、それぞれ定めるところによる。

(別紙2)

○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 後	現 行
<p>(別紙)  各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について  (1) (略)  (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護（居宅サービス基準第127条第3項第7号、第140条の6第3項第7号、第145条第3項第7号及び第155条の5第3項第7号関係）  ①・② (略)  (3)・(4) (略)  (5) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス（福祉施設基準第9条第3項第6号及び第41条第3項第6号関係、保健施設基準第11条第3項第6号及び第42条第3項第6号関係並びに療養施設基準第12条第3項第6号及び第42条第3項第6号関係）  ① 入所者、入居者又は入院患者（以下「入所者等」という。）の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用  ④～⑤ (略)  (6) 留意事項  ①・② (略)  ③ (5)の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、  イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、  ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、  ハ 入所者等との保管依頼所（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること  等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。  また、入所者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。  ④・⑤ (略)</p>	<p>(別紙)  各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について  (1) (略)  (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護（居宅サービス基準第127条第3項第5号、第140条の6第3項第5号及び第145条第3項第5号関係）  ①・② (略)  (3)・(4) (略)  (5) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス（福祉施設基準第9条第3項第4号及び第41条第3項第4号関係、保健施設基準第11条第3項第4号並びに療養施設基準第12条第3項第4号関係）  ① 入所者又は入院患者（以下「入所者等」という。）の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用  ④～⑤ (略)  (6) 留意事項  ①・② (略)  ③ (5)の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、  イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、  ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、  ハ 入所者等との保管依頼所（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること  等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。  また、入所者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。  ④・⑤ (略)</p>